

## 「アジアにおける外国仲裁判断の承認・執行に関する調査研究」の紹介

法務総合研究所国際協力部教官

松川 充 康

仲裁というと日本での精通者は限られているが、国際的には広く利用されている紛争解決方法であり、特に国際取引に関しては、訴訟よりも一般的とさえいわれる。そして、アジアにおける仲裁事件は、その多くがシンガポール及び香港、特に最近ではシンガポールに集まる一方、日本が仲裁地として選ばれることは極めて限られている。言い換えると、日本は、仲裁という紛争解決方法がいかにメジャーであるかに気付かないほど、仲裁地として利用されていない。ジャパン・パッシングそのものである<sup>1</sup>。

仲裁が訴訟よりも好まれる要因は複数あるが、最も重要なのは、ニューヨーク条約のもと、加盟国間であれば、外国仲裁の承認・執行が円滑に行われる国際的なスキームが出来上がっている点であろう。たとえば、シンガポールでの仲裁判断に基づき、日本でも、インドネシアでも、ベトナムでも、インドでも容易に強制執行できるという「仕組み」になっている。このことは、外国判決の承認・執行に困難を伴う、あるいは、そもそも不可能な場合も少なくないことと対照的である。

ただ、このように国際的にルール整備がなされている仲裁ではあるが、裁判所の「運用実態」としては、各国で相当のばらつきがあると指摘されてきた。特に、ニューヨーク条約の精神に反し、外国仲裁判断の承認・執行を拒絶する傾向の国（の裁判所）があるとの指摘が、まだまだアジアの各国では多いのが実情である。ニューヨーク条約の加盟国であったとしても、各国の外国仲裁判断の承認・執行に関する実務の運用が適切でなければ、ニューヨーク条約を基幹とした仲裁制度自体の信頼性を損なうこととなる可能性が高いし、その国の司法が信頼を得ていくことも難しいであろう。

日本自身、仲裁に精通した国とは残念ながらいえないが、法整備支援を通じ、相手国とともに仲裁への理解を深めていくことは、アジア全体で法整備支援を展開している日本にとって重要な役割と思われた。また、アジア各国の仲裁に対する姿勢・態度を調査し、留意点とともにこれを広く公表することは、それら国で事業を行う企業や弁護士などにとって、有益かつ実務的な法的知見の提供になるとも考えられる。そのような問題意識のもと、シンガポールのラジャ・タン法律事務所にて在籍し、仲裁実務の最前線で活躍する栗田哲郎弁護士に本件調査を委託した次第である。

なお、イギリスそのものをはじめ、シンガポール、香港といったイギリス法を継受した国・地域が主要な仲裁地として利用され、そこがイギリスロイヤーたちにとっての巨大なリーガルマーケットにもなっている。イギリスが「法」という切り口をいかに戦略的に活用し、自国のプレゼンスのため役立てているかの証左であろう。

---

<sup>1</sup> シンガポールなどの仲裁で主に解決される海事事件も、日本でこそマイナーな扱いを受けているが、国際的には極めて重要な法分野であり、リーガルマーケットとしても巨大である。